

幸手市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 令和5年度の 人件費率
令和6年 度	48,801人	19,273,610 千円	1,157,351 千円	3,060,148 千円	15.9 %	15.3 %

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

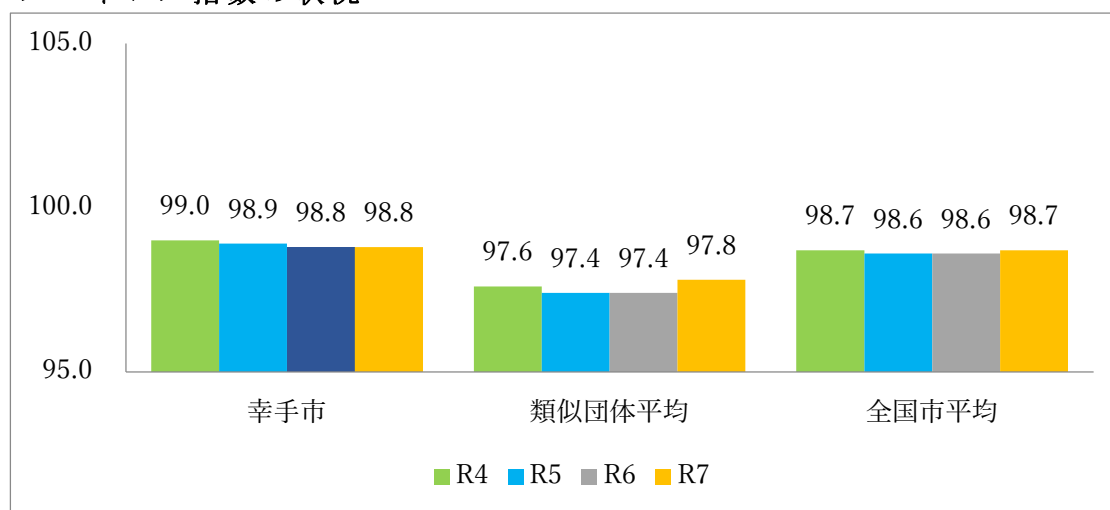
区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
令和6 年度	321人	1,112,846 千円	239,467 千円	487,867 千円	1,840,180 千円

(参考)一人当たり 給与費 B / A	(参考)〇〇〇 平均一人当たり 給与費
5,733千円	6,072千円

(注)

- 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注)

- 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 （）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するた

め、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

- 3 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
- 4 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 5 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由(給与制度又はその運用を踏まえ記載すること)

--

(4) 給与改定の状況

幸手市では人事委員会を設置していないため、公表を行わない。

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
年度	月	月	月	月	月	月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（実施（実施予定）時期、具体的な実施内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）令和7年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、2級から6級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを行うとともに、7級と6級との間での給料月額の重なるの解消等を実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準5%に対し、幸手市においても5%を支給。

（実施時期）令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和7年4月1日時点は5%、令和8年4月1日からは4%を支給。

（参考）

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	6%	5%	4%
幸手市の支給割合	6%	5%	4%

③ その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当について、国と同様に見直しを実施。（令和7年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
幸手市	40.4 歳	319,468 円	384,532 円	360,672 円
埼玉県	42.3 歳	329,304 円	420,139 円	372,087 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	42.3 歳	325,047 円	385,324 円	355,048 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
幸手市	54.9 歳	4 人	328,000 円	373,062 円	359,181 円	—	—	—	—
うち用務員	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち運転手	※ 歳	1 人	※円	※円	※円	乗用自動車運転者	61.1 歳	247,300 円	※
うちその他	53.3 歳	3 人	326,900 円	357,644 円	357,644 円	—	—	—	—
埼玉県	53.7 歳	140 人	309,925 円	366,087 円	341,488 円	—	—	—	—
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	— 円	337,907 円	—	—	—	—
類似団体	53.3 歳	10 人	308,699 円	337,304 円	323,663 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
幸手市	—	—	—
うち用務員	—	—	—
うち運転手	※	3,064,400 円	※
うちその他	—	—	—

(注)

- 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

- 3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和4年～令和6年の3ヵ年平均）。
- 4 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- 5 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。
- 6 表中の「※」欄については、該当区分の職員数が少なく、個人情報が特定される恐れがあるため、記載していない。

（2）職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		幸 手 市	埼 玉 県	国
一般行政職	大 学 卒	225,600円	228,735円	220,000円
	高 校 卒	194,500円	197,203円	188,000円
技能労務職	高 校 卒	167,700円	201,766円	185,700円

（3）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	280,456円	371,800円	367,167円	443,900円
	高 校 卒	－円	※円	－円	※円
技能労務職	高 校 卒	－円	－円	－円	－円

（注）

- 1 表中の「※」欄については、該当区分の職員数が少なく、個人情報が特定される恐れがあるため、記載していない。
- 2 経験年数ごとの対象がいない項目については、「－」とする。
- 3 経験年数は、前歴も加算しているため、昇任の有無等により、経験年数と給与が比例しないことがある。

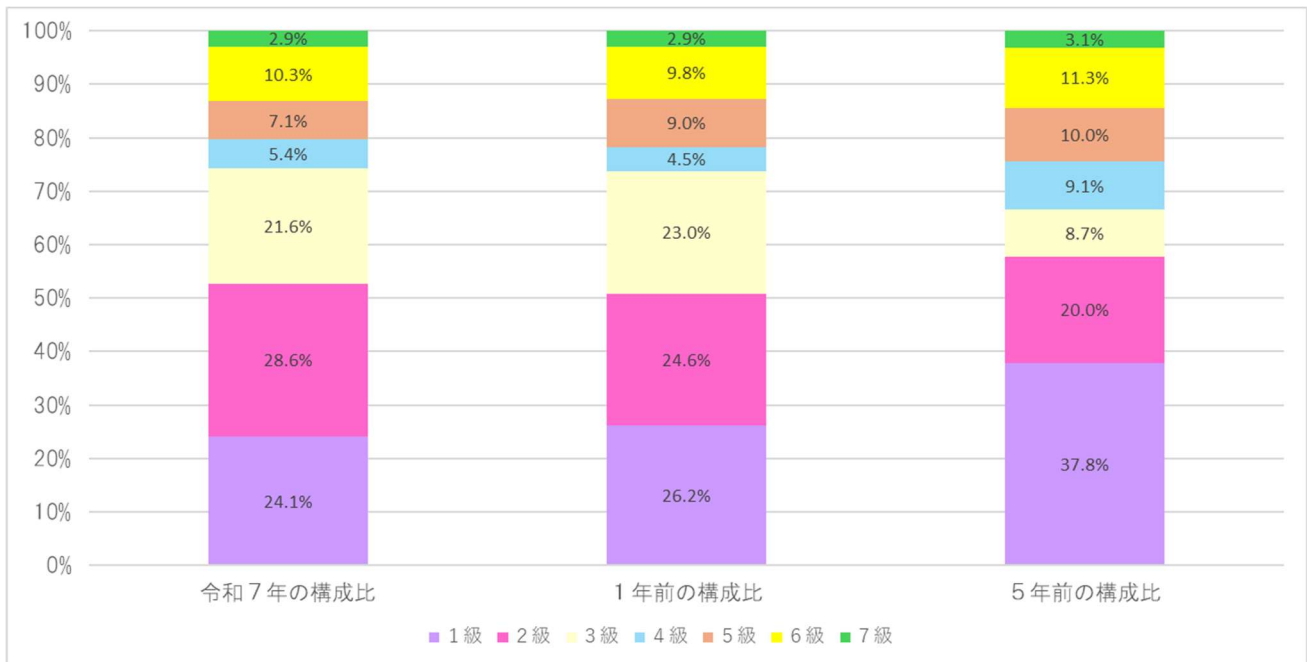
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

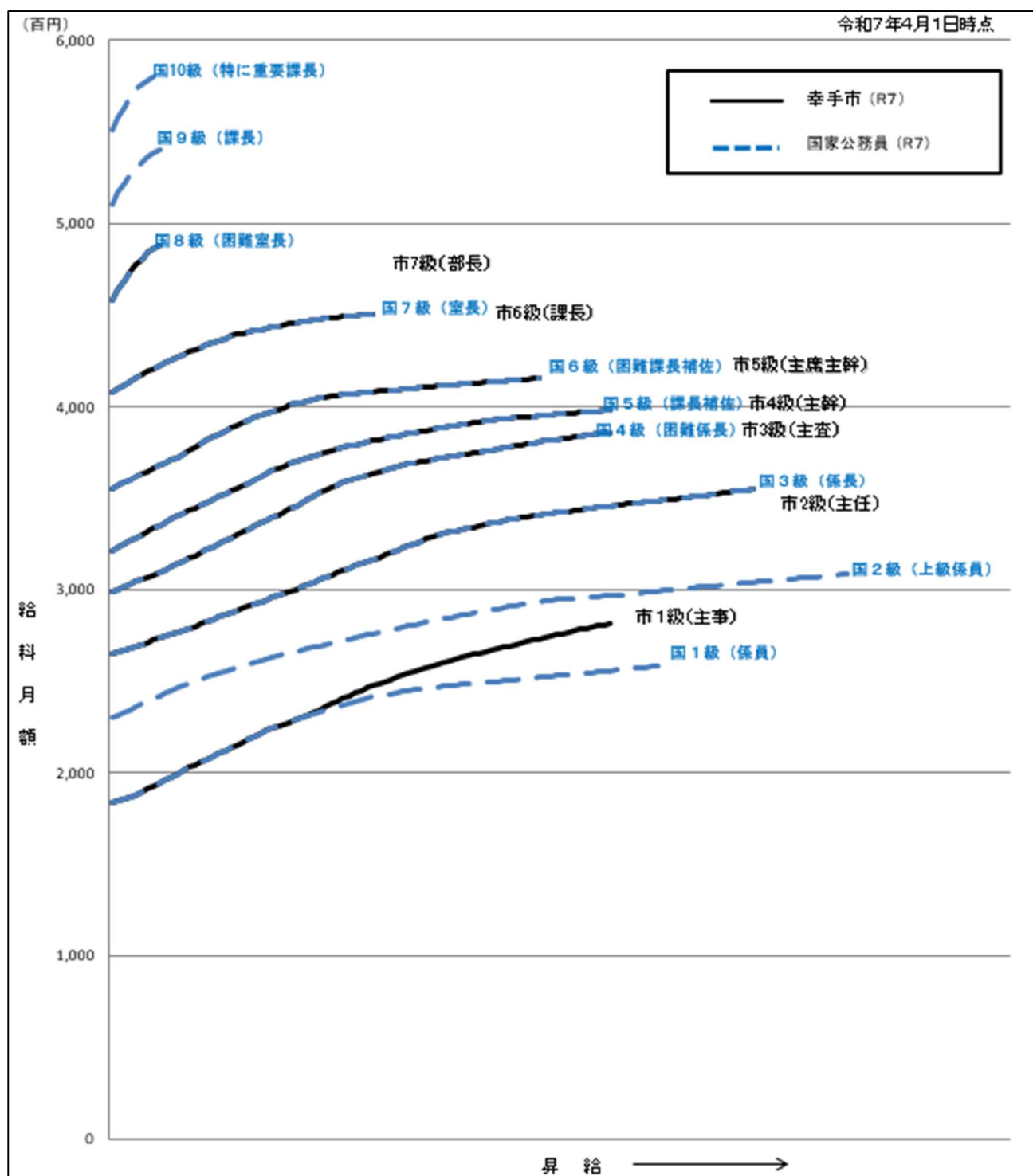
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主 事	58人	24.1%	183,500円	281,500円
2 級	主 任	69人	28.6%	265,300円	354,700円
3 級	主 査	52人	21.6%	298,800円	386,100円
4 級	主 幹	13人	5.4%	321,300円	398,200円
5 級	主席主幹又は次長	17人	7.1%	355,200円	415,700円
6 級	参事、課長、副参事、 会計管理者、事務局長	25人	10.4%	408,300円	450,900円
7 級	部長、困難な業務を掌 握する事務局長、理事	7人	2.9%	458,300円	488,500円

（注）

- 1 幸手市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
- 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
- 3 国家公務員との比較のため、職員数には、企業職、税務職、福祉職、技能労務職及びその業務に準じた業務に従事している職員を含まない。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（幸手市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和8年4月		令和8年4月	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

幸手市	埼玉県	国
1人当たりの平均支給額 (令和6年度決算) 1,501 千円	1人当たりの平均支給額 (令和6年度決算) 1,708 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.4)月分 (1.0)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.4)月分 (1.0)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.4)月分 (1.0)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（幸手市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

幸手市			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
調整率		83.7/100	調整率		83.7/100
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率2～30%）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%）		
1人当たり 平均支給額	自己都合 2,147千円	応募認定・定年 25,608千円	—		

（注）

- 幸手市は、埼玉縣市町村総合事務組合に加入しており、退職手当の支給率は同組合の支給条例に基づくものである。
- 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。
- 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支 給 実 績（令和 6 年度決算）		78,554 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 （令和 6 年度決算）		224 千円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
幸手市	6 %	365 人	6 %

(4) 特殊勤務手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 6 年度決算）			657 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）			8 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和 6 年度）			24.2 %	
手当の種類（手当数）			5 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和 6 年度 決算）	左記職員に対する 支給単価
防疫作業手当	環境課職員	感染症の病原体を有する家畜またはその疑いのある家畜に対する防疫作業に従事したとき等	0 千円	従事した日数 1 日につき 400 円
行旅病人及び行旅死亡人取扱手当	社会福祉課職員	行旅病人の救護または行旅死亡人の取扱業務に従事したとき	0 千円	従事した件数1件につき1,000円
社会福祉保健業務手当	社会福祉課職員 健康増進課職員 介護福祉課職員 こども支援課職員	生活保護法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法等に関する業務に従事したとき	594 千円	月額3,000円
犬猫等死体処理業務手当	環境課職員	犬猫等死体の処理作業に従事したとき	0 千円	作業1件につき400円
災害出動手当	災害対策活動従事者	風水害等による災害の発生または災害の発生のおそれがある場合において、災害対策に従事したとき	63 千円	出動1回（7時間以内）につき400円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和 6 年度決算）	65,886 千円
職員一人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）	271 千円
支給実績（令和 5 年度決算）	61,610 千円
職員一人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）	261 千円

（注） 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（各年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、再任用短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国 の 制 度 と の 異 同	国 の 制 度 と 異 なる 内 容	支 給 実 績 (令 和 6 年 度 決 算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (令 和 6 年 度 決 算)
扶養手当	・ 父母等 6,500円 (一般行政職7級の職員にあつては3,500円) ・ 子 13,000円 (満16歳～22歳未満の子1人につき5,000円加算)	同		24,972 千円	208 千円
住居手当	借家・借間28,000円限度	同		18,382 千円	266 千円
通勤手当	通勤相当額又は距離に応じた額	同		16,954 千円	61 千円
管理職手当	部長級 70,000 円 参事級 60,000 円 課長級 56,000 円 主席主幹級 40,000 円 主幹級 30,000円	異	支給額	44,376 千円	541 千円
管理職特別勤務手当	・ 週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等の勤務1回につき (勤務に従事した時間が6時間を超える場合は、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額) 部長級 12,000円 参事級 11,000円 課長級 10,000円 主席主幹級 8,000円 主幹級 6,000円 ・ 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間の勤務1回につき 部長級 6,000円 参事級 5,500円 課長級 5,000円 主席主幹級 4,000円 主幹級 3,000円	異	支給額	0 千円	0 千円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区分		給料月額等	
給料	市長	587,300 円	(参考) 類似団体における最高／最低額
	副市長	(839,000 円) 727,000 円	円／円
報酬	議長	(432,000 円)	円／円
	副議長	(382,000 円)	円／円
	議員	(353,000 円)	円／円
期末手当	市区町村長 副市区町村長	(令和6年度支給割合) 4.60 月分	
	議長 副議長 議員	(令和6年度支給割合) 4.60 月分	
退職手当	市長 副市長	(算定方式) 給料月額×勤続期間の月数×0.35×1.15 給料月額×勤続期間の月数×0.21×1.15	(1期の手当額) (支給時期) 16,209,480円 任期满了時 8,427,384円 (退職時)
	備考		

(注)

- 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。
- 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。
- 期末手当の支給にあたり、市長をはじめ上記各特別職には、20%の加算措置がある。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

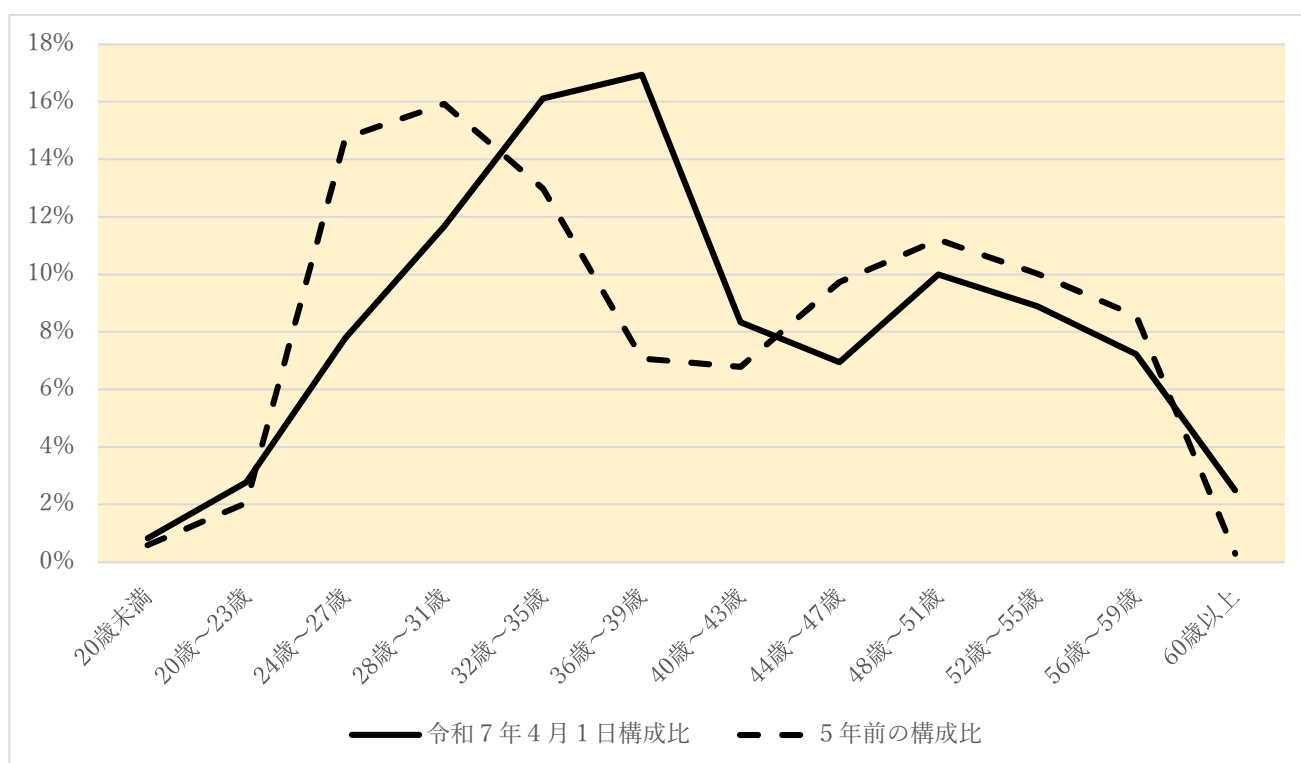
（令和4年1月現在）

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和7年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	4	4	0	
		総 務	106	104	2	職 員 配 置 の 見 直 し に 伴 う 増
		税 務	26	26	0	
		民 生	84	84	0	
		衛 生	18	19	△ 1	職 員 配 置 の 見 直 し に 伴 う 減
		労 働	1	1	0	
		農 林 水 産	9	9	0	
		商 工	3	4	△ 1	職 員 配 置 の 見 直 し に 伴 う 減
		土 木	40	37	3	職 員 配 置 の 見 直 し に 伴 う 増
		計	291	288	3	＜ 参 考 ＞ 人 口 1 万 当 た り 職 員 数 59.6 人 （ 類 似 団 体 の 人 口 1 万 当 た り の 職 員 数 75.22 人 ）
	教 育 部 門		32	33	△ 1	
	小 計		323	321	2	＜ 参 考 ＞ 人 口 1 万 当 た り 職 員 数 66.2 人 （ 類 似 団 体 の 人 口 1 万 当 た り の 職 員 数 93.64 人 ）
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道		12	11	1	職 員 配 置 の 見 直 し に よ る 増
	下 水 道		7	6	1	職 員 配 置 の 見 直 し に よ る 増
	そ の 他		18	19	△ 1	職 員 配 置 の 見 直 し に よ る 減
	小 計		37	36	1	
合 計		360 [406]	357 [406]	3 [0]	＜ 参 考 ＞ 人 口 1 万 当 た り 職 員 数 73.8 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和7年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以 上	計
職員数 (人)	3	10	28	42	58	61	30	25	36	32	26	9	360

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年 度	7 年	6 年	5 年	4 年	3 年	2 年	過去 5 年間 の増減数 (率)
部門別 一般行政	291	288	382	282	270	267	24(8.98%)
教育	32	33	30	33	36	35	△3(△8.57%)
普通会計計	323	321	313	315	306	302	21(6.95%)
公営企業等会計計	37	36	38	36	37	37	0(0.00%)
総合計	360	357	351	351	343	339	21(6.19%)

(注)

- 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
- 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 5年度の総費用に占め る職員給与費比率
令和 6 年度	992,405 千円	13,406 千円	65,402 千円	6.6 %	6.4 %

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 8,335 千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)1000平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6 年度	12 人	44,556 千円	9,947 千円	19,234 千円	73,737 千円	6,145 千円	千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和 7 年 3 月 31 日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
幸手市	40.8 歳	351,578 円	522,209 円
団 体 平 均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円

(注)

1 基本給には、給料月額、扶養手当及び地域手当を含む。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

3 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

幸手市	団体平均
1人当たり平均支給額（令和 6 年度） 1,606 千円	1人当たり平均支給額（令和 6 年度） 1,593 千円
(令和 6 年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 (1.4)月分 勤勉手当 2.1 月分 (1.0)月分	(令和 6 年度支給割合) 期末手当 ー 月分 (ー)月分 勤勉手当 ー 月分 (ー)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5 ～ 20 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

幸手市				団体平均			
（支給率）	自己都合	応募認定・定年		（支給率）	自己都合	応募認定・定年	
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続 20 年	— 月分	— 月分	
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続 25 年	— 月分	— 月分	
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続 35 年	— 月分	— 月分	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分		最高限度	— 月分	— 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置 2～45%加算							
1人当たり平均支給額	※ 千円	※ 千円		1人当たり平均支給額	7,848	千円	

（注）

- 1 幸手市は、埼玉県市町村総合事務組合に加入しており、退職手当の支給率は同組合の支給条
例に基づくものである。
- 2 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、6 年度に退職した職員に支給された平均額である。
- 3 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日
以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。
- 4 表中の「※」欄については、該当区分の職員数が少なく、個人情報が特定される恐れがある
ため、記載していない。

ウ 地域手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 6 年度決算）		2,839 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 （令和 6 年度決算）		237 千円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
幸手市	5 %	12 人	5 %

エ 時間外勤務手当

支給実績（令和 6 年度決算）	2,415 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 （令和 6 年度決算）	268 千円
支給実績（令和 5 年度決算）	2,246 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 （令和 5 年度決算）	281 千円

（注）職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（各年度決算）」と
同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支
給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国 の 制 度 と の 異 同	国 の 制 度 と 異 なる 内 容	支 給 実 績 (6 年 度 決 算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (6 年 度 決 算)
扶養手当	・ 父母等 6,500円 (一般行政職7級の職員にあつては3,500円) ・ 子 13,000円 (満16歳～22歳未満の子1人につき5,000円加算)	同		878 千円	176 千円
住居手当	借家・借間 28,000円限度	同		546 千円	273 千円
通勤手当	通勤相当額又は距離に応じた額	同		598 千円	50 千円
管理職手当	部長級 70,000 円 参事級 60,000 円 課長級 56,000 円 主席主幹級 40,000 円 主幹級 30,000円	異	支 給 額	1,872 千円	624 千円
管理職特別勤務手当	・ 週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等の勤務1回につき (勤務に従事した時間が6時間を超える場合は、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額) 部長級 12,000円 参事級 11,000円 課長級 10,000円 主席主幹級 8,000円 主幹級 6,000円 ・ 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間の勤務1回につき 部長級 6,000円 参事級 5,500円 課長級 5,000円 主席主幹級 4,000円 主幹級 3,000円	異	支 給 額	0 千円	0 千円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 5年度の総費用に占め る職員給与費比率
令和 6 年度	669,428 千円	34,332 千円	27,544 千円	4.1 %	3.4 %

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 8,335 千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 〇〇〇平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6 年度	7 人	26,483 千円	5,317 千円	11,061 千円	42,861 千円	6,123 千円	千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和 7 年 3 月 31 日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
幸手市	41.2 歳	362,774 円	536,973 円
団 体 平 均	44.6 歳	342,377 円	516,175 円

(注)

- 1 基本給には、給料月額、扶養手当及び地域手当を含む。
2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
3 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

幸手市	団体平均
1人当たり平均支給額（令和 6 年度） 1,580 千円	1人当たり平均支給額（令和 6 年度） 1,562 千円
(令和 6 年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 (1.4)月分 勤勉手当 2.1 月分 (1.0)月分	(令和 6 年度支給割合) 期末手当 — 月分 (—)月分 勤勉手当 — 月分 (—)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5 ～ 20 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

幸手市				団体平均			
（支給率）	自己都合	応募認定・定年		（支給率）	自己都合	応募認定・定年	
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続 20 年	— 月分	— 月分	
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続 25 年	— 月分	— 月分	
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続 35 年	— 月分	— 月分	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分		最高限度	— 月分	— 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置 2～45%加算							
1人当たり平均支給額		※ 千円	※ 千円	1人当たり平均支給額		6,120 千円	

（注）

- 幸手市は、埼玉県市町村総合事務組合に加入しており、退職手当の支給率は同組合の支給条
例に基づくものである。
- 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、令和 6 年度に退職した職員に支給された平均額である。
- 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日
以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。
- 表中の「※」欄については、該当区分の職員数が少なく、個人情報が特定される恐れがある
ため、記載していない。

ウ 地域手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支 給 実 績（令和 6 年度決算）		1,630 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 （令和 6 年度決算）		233 千円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
幸手市	6 %	7 人	6 %

エ 時間外勤務手当

支給実績（令和 6 年度決算）	2,501 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 （令和 6 年度決算）	500 千円
支給実績（令和 5 年度決算）	1,096 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決 算）	219 千円

（注）職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（各年度決算）」と
同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支
給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国 の 制 度 と の 異 同	国 の 制 度 と 異 な る 内 容	支 給 実 績 (6 年 度 決 算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (6 年 度 決 算)
扶養手当	・ 父母等 6,500円 (一般行政職7級の職員にあつては3,500円) ・ 子 13,000円 (満16歳～22歳未満の子1人につき5,000円加算)	同		※ 千円	※ 千円
住居手当	借家・借間 28,000円限度	同		※ 千円	※ 千円
通勤手当	通勤相当額又は距離に応じた額	同		197 千円	33 千円
管理職手当	部長級 70,000 円 参事級 60,000 円 課長級 56,000 円 主席主幹級 40,000 円 主幹級 30,000円	異	支給額	※ 千円	※ 千円
管理職特別勤務手当	・ 週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等の勤務1回につき (勤務に従事した時間が6時間を超える場合は、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額) 部長級 12,000円 参事級 11,000円 課長級 10,000円 主席主幹級 8,000円 主幹級 6,000円 ・ 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間の勤務1回につき 部長級 6,000円 参事級 5,500円 課長級 5,000円 主席主幹級 4,000円 主幹級 3,000円	異	支給額	0 千円	0 千円

(注)

- 1 表中の「※」欄については、該当区分の職員数が少なく、個人情報が特定される恐れがあるため、記載していない。